

2022年10月24日

法務省民事局参事官室 御中

一般社団法人全国銀行協会

「民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等に関する手続（IT化関係）の見直しに関する中間試案」に対する意見について

2022年8月24日付で意見募集が開始された「民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等に関する手続（IT化関係）の見直しに関する中間試案」について、別紙のとおり意見を提出いたしますので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

**「民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等に関する手続（IT化関係）の見直しに関する中間試案」
に対する意見**

項番	該当箇所	意見
1	中間試案1ページ、9ページ (第1民事執行、第2民事保全) 1 裁判所に対する申立て等 (1) インターネットを用いてする申 立て等の可否・(2) 義務付け	<ul style="list-style-type: none"> 民事執行や民事保全等の手続における裁判所への申立て等について、インターネット利用が可能となることは、利便性が高まることになるため、中間試案本文の内容に賛成する。 しかしながら、裁判所への「申立て等」の範囲は広く、今後構築される裁判所システムの具体的な内容が明らかになっていない状況で、例えば、かかる手続に関与する機会が相応にあると考えられる金融機関があらゆる「申立て等」においてインターネットを用いることが実務上可能かは、現状不透明である。また、インターネットを用いてする申立て等を義務付けせずとも、対応可能な金融機関は、自発的にインターネットを用いて申立てを行うことが考えられるため、義務化の必要性に乏しいと考える。
2	中間試案7ページ (第1民事執行) 7 送達等 (1) 電磁的記録の送達	<ul style="list-style-type: none"> システム送達を受ける旨の届出をした者について、電磁的記録の送達がされるという中間試案の内容に賛成する。 しかしながら、現行における預金の差押実務を踏まえると、差押命令への対応は迅速性が求められるため、システム送達によって、これまで想定していなかった法的責任を新たに負うことや過度な事務負担が生じないよう、システム構築・運用の仕組みを検討いただきたい。
3	中間試案7ページ (第1民事執行) 7 送達等 (1) 電磁的記録の送達	<ul style="list-style-type: none"> 大型連休や年末年始等における銀行休業日は、改正民事訴訟法第109条の3第2項に規定する「その責めに帰することができない事由」に該当することを明確化していただきたい。 仮に大型連休や年末年始の期間等にシステム送達がなされる場合は、休日出勤体制の整備や職員の教育訓練等も必要となるため、実務への影響が大きい。

項番	該当箇所	意見
4	<p>中間試案 14 ページ (第3 破産手続) 1 裁判所に対する申立て等 (2) インターネットを用いてする申立て等の義務付け</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネットを用いてする申立てにおいて、金融機関が義務付けの対象となった場合には、債権届出における代表者印の押捺をどのように取り扱うか等が検討課題となり、中間試案時点において具体的な仕組みが明らかになっていない状況では、全ての金融機関がインターネットを用いることが実務上可能かは不透明である。また、インターネットを用いてする申立て等を義務付けせずとも、対応可能な金融機関は、自発的にインターネットを用いて申立てを行うことが考えられるため、義務化の必要性に乏しいと考える。
5	<p>中間試案 19 ページ (第3 破産手続) 7 公告 中間試案補足説明 64 ページ 4 個人破産者のプライバシーの保護等と公告 (試案の (注2))</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中間試案の (注2) で個人破産者情報について官報への掲載を廃止すべきという考え方が示されているが、破産公告は、破産手続の開始や免責許可決定等の倒産法上の手続と密接に関わることから、仮に破産者のプライバシー保護の観点から官報公告を取りやめる場合には、破産法が各種公告を法定した趣旨を維持できるようなかたちで、また、真に当該情報の閲覧を必要とする者が現行に比して過度な負担なく入手できるようなかたちで、個人破産者情報を取得できるような代替策を検討いただきたい。

以 上